

堺市定額減税不足額給付金を支給します

堺市では、物価高騰対策として令和 6 年度に実施した定額減税調整給付金（当初調整給付）の支給額に不足が生じた方等に、その差額分を堺市定額減税不足額給付金として支給します。

また、現在開設中のコールセンターに加えて、新たに給付金手続の支援窓口を各区役所に設置します。

1 堺市定額減税不足額給付金の概要

(1) 支給要件

令和 7 年 1 月 1 日時点で堺市在住の方で、次の要件に該当する方

※納税義務者本人の合計所得金額が 1805 万円を超える場合は対象外です。

不足額給付 1

当初調整給付の算定に際し、令和 5 年所得等を基にした推計額（令和 6 年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和 6 年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、本来給付すべき額と、当初調整給付額との間で差額が生じた方

【給付対象となりうる例】

- ・退職等で、令和 5 年所得に比べ令和 6 年所得が減少した方で、当初調整給付額に不足が生じた方
- ・子どもの出生等で、扶養親族等が令和 6 年中（令和 6 年 1 月 1 日～12 月 31 日）に増加した方で、当初調整給付額に不足が生じた方

不足額給付 2

次の要件をすべて満たす方

- ・令和 6 年分所得税及び令和 6 年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が 0 円（本人として定額減税の対象外である）
- ・税制度上、「扶養親族」でない（扶養親族等として定額減税の対象外である）
- ・低所得世帯向け給付（令和 5、6 年度実施）の対象世帯の世帯主または世帯員に該当していない

【給付対象となりうる例】

- ・青色事業専従者、事業専従者（白色）
- ・合計所得金額 48 万円超の方

(2) 支給対象者数

約 9 万人

(3) 給付額

不足額給付 1

不足額給付時給付所要額 - 当初調整給付額 = 不足額給付金の額

不足額給付 2

最大 4 万円 ※令和 6 年 1 月 1 日時点で国外居住者であった場合は 3 万円

(4) 申請方法・支給時期

本市が保有する課税情報や当初調整給付の支給情報等に基づき、支給対象と見込まれる方には本市から案内書類（※1）を送付します。

（※1）本市が振込口座を把握している方は「支給のお知らせ」、振込口座の確認が必要な方には「支給確認書」を送付します。

	申請方法	書類発送	支給開始	申請期限
① 「支給のお知らせ」が届いた方	原則不要	7月28日 (月)	8月下旬	振込口座の変更や辞退の場合 8月8日(金)
② 「支給確認書」が届いた方	電子申請または郵送による申請が必要		8月上旬	9月30日(火) (当日消印有効)
③ 支給対象と思う方で①または②が届いていない方	電子申請または郵送による申請が必要	※2	審査後 順次	

（※2）③に該当すると思われる方は、以下のコールセンターまでお問い合わせいただければ申請書類を郵送します。また、電子申請でも手続可能です。

詳細は随時更新しますので、以下の堺市ホームページをご覧ください。

https://www.city.sakai.lg.jp/kurashi/zei/oshirase/etc/teigakugenzei_fusokugakukyufu.html

2 堺市定額減税不足額給付金コールセンター

- (1) 開設期間 12月末まで
- (2) 受付時間 午前9時～午後5時30分（土曜・日曜日・祝日を除く）
- (3) 問い合わせ先 電話：0120-326-472、ファックス：050-3094-8540

3 堺市定額減税不足額給付金手続支援窓口

(1) 設置場所

施設	所在地
堺区役所 高層館 2階	堺市堺区南瓦町 3番 1号
中区役所 2階	堺市中区深井沢町 2470番地 7
東区役所 1階	堺市東区日置荘原寺町 195番地 1
西区役所 1階	堺市西区鳳東町 6丁 600番地
南区役所 1階	堺市南区桃山台 1丁 1番 1号
北区役所 2階	堺市北区新金岡町 5丁 1番 4号
美原区役所 1階	堺市美原区黒山 167番地 1

(2) 開設期間

7月23日(水)～11月末

(3) 受付時間

午前9時～午後5時30分(土曜・日曜日・祝日を除く)

問い合わせ先	担当課：財政局 税務部 税制課 電話：072-228-6994 ファックス：072-340-2559
--------	--